

【施策 1】 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る

施策の内容

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるためには、県民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を持ち、適切な防犯対策を講じることが重要です。

県・警察では、犯罪情勢や防犯対策に関する情報を、SNSなど様々な広報媒体を活用して発信するほか、防犯講座やキャンペーン、防犯マニュアルの提供などを通じて、県民や事業者の防犯意識の高揚に努めます。

また、生活習慣の違いなどから地域住民とのコミュニケーションが希薄になりやすい在住外国人に対し、防犯に関する情報を提供するほか、自主防犯活動への参加を促進します。

主な取組

① 県民や事業者等の防犯意識の啓発

- 防犯に関する出前講座や講話の実施
- 防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
- 若い世代の防犯ボランティアによる防犯活動の推進

② 様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信

- 様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信
- 子供、高齢者、女性など、対象に応じた防犯情報の提供
- 地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援

③ 県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進

- 県民への防犯のまちづくりマニュアル等の提供
- 個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯用品や防犯機器の普及啓発
- 業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導等、事業者の防犯活動への支援

④ 在住外国人に対する防犯対策の普及啓発

■ 在住外国人に対する防犯情報の提供や各種防犯対策に関する啓発活動の推進

施策指標

県職員による防犯のまちづくり出前講座等の受講者数

現状値 6,507 人／年度
（令和5年度末）



目標値 15,000 人／年度
（令和11年度末）

防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数

現状値 5,152 件／月
（令和5年度）



目標値 6,000 件／月
（令和11年度）

【施策 2】 お互いが支え合う地域社会の形成を図る

施策の内容

本県では、日本一の団体数を誇る自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）や地域に密着した事業者、防犯サポーター等による、地域の安全・安心を守るための活動が各地で展開されています。

こうした県民や事業者等による防犯活動の維持・拡大を図るとともに、県民、事業者、市町村、県、警察等の連携を強化し、県民総ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

主な取組

① 自主防犯活動のさらなる活性化

- 自主防犯活動団体への犯罪・防犯情報の提供やパトロール指導・助言等の実施
- 自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村等への支援
- 青色防犯パトロール活動を開始又は拡大する団体への支援
- 自主防犯活動団体に対する表彰等の実施

② 事業者等と連携した防犯活動の拡大

- 埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者と連携した防犯活動の推進
- 地域安全協定等に基づく地域の事業者等と連携した防犯活動の推進

③ 自主防犯活動の新たな担い手の確保・支援

- 防犯サポーターの拡充及び研修等の実施
- 大学生等次世代の防犯活動の担い手の確保

④ 県民総ぐるみの防犯活動の推進

- 「埼玉県防犯のまちづくり推進会議²¹」による県民総ぐるみの推進体制の強化
- 県民、事業者・団体及び行政による「減らそう犯罪の日²²」一斉パトロールの実施
- 自主防犯活動団体、事業者・団体、防犯サポーター及び行政の連携による防犯活動の推進

⑤ 虐待のない地域づくりの推進

- 児童・高齢者・障害者虐待を防止するための取組の推進

⑥ 犯罪被害者等支援の充実・強化

- 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく施策の総合的かつ計画的な実施

施策指標

自主防犯活動が実施されている地域の割合

現状値 86 %
(令和5年度) → 目標値 90 %
(令和11年度)

自主防犯活動団体への研修

現状値 4,323 団体
(令和2～5年度) → 目標値 全団体
(令和7～11年度)

青色防犯パトロール車両台数

現状値 763 台
(令和5年度末) → 目標値 1,000 台
(令和11年度末)

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数

現状値 158 事業者・団体
(令和5年度) → 目標値 180 事業者・団体
(令和11年度)

21. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき県・警察、市町村、県民及び事業者が連携・協力し、防犯のまちづくりを県民総ぐるみで推進することによって、犯罪のない「日本一安心・安全な埼玉県」を実現することを目的として、平成17年度に行政、地域団体及び事業者等を構成員として設置した会議。22. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例において、県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、10月11日を減らそう犯罪の日と定めている。

【施策 3】 安全な都市環境の整備を図る

施策の内容

防犯のまちづくりを進めるに当たっては、道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間、住宅、事業所等において、防犯に配慮した構造、設備、配置等を工夫し、犯罪が発生しにくい環境を整備することが必要です。

そのため、「埼玉県防犯指針」に基づく公共空間の整備を進めるとともに、公共空間への防犯カメラの設置を促進します。また、防犯性の高い住宅や建物の普及を促進するとともに、犯罪の温床になりやすい空き地・空き家の適正な管理等に向けた対策を推進します。

主な取組

① 公共空間の防犯性のさらなる向上

- 防犯性の高い公共空間の整備の推進
- 防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
- 防犯のまちづくり実践事例集²³を活用した自治会等向け出前講座の実施

② 防犯カメラの設置促進

- 犯罪抑止重点地域²⁴を中心とした公共空間への防犯カメラ設置の促進

③ 防犯性の高い住宅の普及・拡大

- インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断²⁵」の普及
- 「住まいの防犯アドバイザー²⁶」による専門診断等の実施
- 住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及

23. 防犯の視点から道路や公園などの生活空間を改善した事例を中心に、実践されている防犯対策の事例を収集したもの。24. 県警察がホームページ「犯罪オープンデータ」に公開する窃盗7手口（ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗）の認知件数が年間5件以上の町字地域 25. 建物所有者等が既存住宅の防犯性を自ら診断することができるインターネット上のサービス。県及び埼玉県住まいづくり協議会が協働で提供している。 26. 県民からの依頼により、埼玉県住まいづくり協議会の登録を受けた建築士・防犯設備士等が、現地に出向いて住宅の防犯性に関する専門的な診断及び防犯性向上のための相談を行うもの。

④ 空き地、空き家等対策の推進

■ 市町村の空家等対策計画²⁷策定や空き家バンク等の支援

施策指標

犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率

現状値 53.8%
(令和5年度)



目標値 60%
(令和11年度)

27. 総合的な空き家対策の推進を目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市民の生命、身体、財産の保護及び良好な生活環境の確保のため、空き家対策の基本的な方向性を示すもの。

【施策 4】 子供を犯罪被害から守る

施策の内容

次代を担う大切な子供たちを犯罪から守るためには、地域住民、学校、行政及び警察が連携して見守っていく必要があります。また、子供たちが犯罪から自分自身を守る能力を身に付けていくことも重要です。

そのため、地域ぐるみで子供の安全を確保する体制を維持するとともに、学校等の安全管理体制等の整備を支援します。また、子供の危機回避能力を高めるため学校等における防犯教育等の実施を推進します。

主な取組

① 学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化

- 自主防犯活動団体、PTA、学校応援団²⁸、地元事業者等による登下校時の見守り活動の促進
- 各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用、通学路の定期的な安全点検の推進
- 通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダー²⁹の配置
- こども110番の家による見守り活動の推進

② 学校を中心とした安全への取組の強化

- 全ての学校における施設・設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する計画の作成及び適切な実施
- 各学校における教職員対象の防犯研修会の実施の促進
- 学校等へのきめ細やかな犯罪情報の提供

③ 子供の危機回避能力を高める取組の推進

- 学校と警察の連携による防犯教室等の実施の促進
- 各学校における地域安全マップの見直しの推進

28. 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。29. 学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。

施策指標

通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校・義務教育学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

こども110番の家の数

現状値 67,560 か所
（令和5年度）



目標値 70,000 か所
（令和11年度）

各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

学校等における地域安全マップの更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

【施策 5】 規範意識の高揚を図る

施策の内容

子供たちの健やかな成長を促し、自立した社会人に育てていくためには、社会全体で子供たちの規範意識の醸成に取り組むことが重要です。また、大人の規範意識の低下は、子供たちの行動に悪影響を及ぼすことから、大人の規範意識の高揚を図っていかねばなりません。

そのため、子供の健全育成に努めるとともに、非行や問題行動等への対応を充実させます。また、有害な社会環境の浄化を徹底するなど大人社会のモラルの向上を図ります。

主な取組

① 子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実

- 学校と警察の連携による非行防止教室等の実施
- 非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーターの派遣
- インターネットの安全利用の啓発等の推進

② 「闇バイト³⁰」に加担させないための啓発・教育の推進

- 少年を強盗の実行犯、特殊詐欺の受け子等「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進

③ 薬物乱用対策の推進

- 薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
- 乱用薬物の販売が疑われる店舗やデリバリー販売業者の監視指導
- 乱用薬物に係るインターネット広告の監視

30. SNSやインターネットの掲示板に、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪を実行させるもの。

④ 非行防止パトロール活動等の推進

- 非行防止パトロールの実施
- SNS等によるいじめの監視等を行うネットパトロールの実施
- SNS等で不適切な書込みを行う子供に対する注意・指導の実施

⑤ 子供の立ち直り支援

- 関係行政機関やNPO・民間団体等の連携による自立を促す活動の場づくり事業等の実施
- 少年に応じた指導助言、学習支援活動、各種体験活動等の実施

⑥ 大人社会のモラルの醸成

- 地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
- 有害図書の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施

施策指標

学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村数

現状値 20市町村
（令和5年度末）



目標値 全市町村
（令和11年度末）

【施策 6】 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る

施策の内容

県政世論調査において、安全に生活できると回答した県民の割合は、平成17年以降、刑法犯認知件数が減少するにつれて増加していましたが、平成23年以降は、刑法犯認知件数がさらに減少しているにもかかわらず、令和5年まで横ばいの状況が続いていました。県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、体感治安を悪化させる犯罪・多発する犯罪の防止対策を推進するとともに、県民が不正確・不確実な情報に惑わされることのないよう正確な情報の効果的な発信に努めます。

特に、多発傾向にあり、県民に不安を与えている特殊詐欺、乗り物盗及び侵入窃盗の被害防止対策を強化します。また、性別を問わず全ての人が安心して学び働けるよう性犯罪やストーカー等から守る対策を推進するとともに、ＩＯＴの拡大などに伴い多発しているサイバー犯罪への対策を強化します。

主な取組

① 特殊詐欺撲滅対策の推進

- 特殊詐欺対策機器の普及促進
- 出前講座や、民生委員等が高齢者世帯を訪問して防犯意識を啓発する「お達者訪問事業」の実施
- 事業者等と連携した被害防止活動の推進
- 地域住民の協力による「だまされたふり作戦」等の取締りの強化

② 自転車盗をはじめとした乗り物盗被害防止対策の推進

- 自転車・オートバイ等の施錠やツーロックの普及啓発を行う盗難防止キャンペーンの実施
- 駐輪場等施設管理者、乗り物販売事業者等と連携した防犯対策に関する助言、啓発の実施
- 市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンの実施

③ 性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進

- 産学官による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成と研修等の実施
- 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導、警告措置など先制・予防的活動の強化

- ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化

④ 侵入窃盗被害防止対策の推進

- 侵入窃盗被害を防止するための防犯用具・設備の普及啓発
- 市町村の空家等対策計画策定や空き家バンク等の支援（再掲）

⑤ サイバー犯罪対策の推進

- インターネット上の違法・有害情報の排除
- サイバー犯罪被害を防止するための啓発の推進
- 埼玉サイバーセキュリティ推進会議³¹等の関係機関、団体と連携したサイバー空間の実態把握や情報共有

⑥ 正確な情報の効果的な発信

- 様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信（再掲）

（再掲） 防犯カメラの設置促進

- 犯罪抑止重点地域を中心とした公共空間への防犯カメラ設置の促進

31. 産学官の複数機関で構成される組織の名称

施策指標

犯罪におびやかされることなく生活ができると感じる県民の割合

現状値 64.7%
(令和6年度)



目標値 65%
(令和11年度)

女性の安全・安心ネットワーク参加団体数

現状値 56 団体
(令和5年度末)



目標値 100 団体
(令和11年度末)

民生委員等による「お達者訪問事業」の訪問世帯数

現状値
単身・夫婦高齢者全世帯
(令和5年度末)



目標値
単身・夫婦高齢者全世帯
(令和11年度末)

自転車盗の認知件数

現状値 13,622 件
(令和5年)



目標値 11,000 件
(令和11年)

全市町村による「特殊詐欺被害防止ワークショップ」の開催

現状値
24 市町村
(令和5年度末)



目標値
全市町村
(令和11年度末)

犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率(再掲)

現状値 53.8%
(令和5年度)



目標値 60%
(令和11年度)

【施策 7】 警察活動の充実強化を図る

施策の内容

本県では、全国最多の警察官の増員がなされてきたものの、警察官1人当たりの負担人口は全国1位で、非常に厳しい状況にあります。今後、本県の治安を守っていくためには、警察業務の高度化・合理化等を推進し、組織基盤の強化を図る必要があります。

そのため、警察業務におけるDX等を推進し、限られた人員を効果的に運用して、街頭パトロールなど現場の警察活動の強化に努めます。また、さらなる地域の安全確保に向け、自主防犯活動団体との連携を強化します。

主な取組

① 警察基盤・警察活動の充実強化

- デジタル技術を活用した警察業務の高度化・合理化による人員の効果的な運用
- 制服警察官による街頭警戒活動の強化
- 警察官の一時不在を補完するための交番相談員の効果的な運用

② 自主防犯活動団体との連携強化

- 自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習や合同パトロール等の実施

③ 効率的な捜査・検挙活動の推進

- 各種装備機材等の整備及び効率的な捜査・検挙活動の推進